

資料 2

貿易統計の在り方に関するワーキンググループとりまとめ

令和 5 年 6 月  
貿易統計の在り方に関するワーキンググループ

「貿易統計の在り方に関するワーキンググループ」委員

(令和5年6月現在)

- |      |     |  |
|------|-----|--|
| 伊藤   | 伸介  | 中央大学経済学部教授   |
| 井上   | 祐介  | (一社) 日本貿易会 2023年度貿易動向調査委員会委員長<br>(丸紅(株) 丸紅経済研究所経済調査チーム長) |
| 杉山   | 晶子  | 東洋大学経営学部会計ファイナンス学科教授                                     |
| 寺田   | 麻佑  | 一橋大学ソーシャル・データサイエンス教育研究推進センター教授                           |
| 永沢   | 裕美子 | (公社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会代表理事副会長                   |
| ◎ 根本 | 敏則  | 敬愛大学経済学部教授   |

◎は座長

## 目 次

1. はじめに .....	1
2. 非公表化処理についての考え方	
(1) 現行の非公表化処理 .....	1
(2) 官署非公表化における課題 .....	2
(3) 対応案の検討 .....	3
3. おわりに .....	5

## 1. はじめに

貿易統計は、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 102 条に基づき、輸出入申告書等の記載情報（品目、輸出入額、数量等）を、財務大臣がとりまとめて作成及び公表している業務統計である。輸出入貨物の金額及び数量を、それぞれ国別、品目別等に集計し、公表している。

貿易統計は、我が国の貿易実態の把握を通じて、経済状況の分析や産業動向の調査等、幅広い用途に用いられている。また、国際収支統計等の各種の経済統計の基礎資料としても重要な役割を担っている。

このような貿易統計においては、輸出入取引の当事者への影響に配慮しつつ、統計利用者の利便性が高まるよう、貿易統計ホームページの見直し等、順次の改善が行われてきた。

2017 年には、利用者等の視点に立った外部からの検証を行う観点から、有識者を委員とする貿易統計の在り方に関するワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を開催し、貿易統計の公表時期の見直し、貿易統計ホームページの改善の他、非公表化処理について議論を行い、報告書を取りまとめたところである（2017 年 11 月 29 日の関税分科会企画部会に報告）。

このうち、非公表化処理については、関税局において、2017 年のワーキンググループ報告書に沿って、運用面の詳細な検討が行われてきたところであるが、検討の過程において、改めて議論すべき論点が明らかとなったため、今般、ワーキンググループを開催し、対応案について議論を行った。こうした議論の結果について、以下の通り、とりまとめを行った。

## 2. 非公表化処理についての考え方

### (1) 現行の非公表化処理

一の統計番号の輸出又は輸入が 1 者又は 2 者により行われている場合など、輸出入の数量及び金額が公表されることで、輸出入者の営業上の秘密が明らかとなる場合に、輸出入者からの申請に基づき、非公表化処理を行っている。

具体的には、非公表化すべき品目の数量及び金額を、原則として、当該品目の統計番号と同一の号、項の「その他のもの」へ移行させることにより、非公

表化処理を行っている。

(注) 2022 年の非公表化処理を行った金額は、輸出入金額全体の 1 %未満。

また、貿易統計は全国分の貿易統計と税関官署別の貿易統計を公表しているが、非公表化処理には、以下の通り、全国非公表化と官署非公表化の 2 つがあり、輸出入者の申請や輸出入実績に基づき、関税局において審査を行った上で、いずれか一方を選択して処理している。

全国非公表化：全国の実績において、一の統計番号の輸出又は輸入が 1 者又は 2 者である場合、全ての税関官署において非公表化するものであり、全国分の貿易統計、税関官署別の貿易統計ともに非公表化処理を行っている。

官署非公表化：一の税関官署の実績において、一の統計番号の輸出又は輸入が 1 者又は 2 者である場合、当該官署においてのみ非公表化するものであり、全国分の貿易統計は非公表化処理を行っていない。

## (2) 官署非公表化における課題

2017 年に開催されたワーキンググループにおいては、非公表化処理等について議論を行い、報告書を取りまとめた。同報告書では、非公表化処理について、

- ・ 現行の処理方法について、輸出入者の営業上の秘密が守られるという観点から一定の合理性があると考えられるが、非公表とされた数量及び金額のみならず、そもそも非公表化の取扱いがなされているかどうかについても確認することができず、非公表化の処理方法を改善することが望ましい、
- ・ 統計番号の上位の桁の数字を維持し、下位の桁を文字列（「X」等）に置換した非公表化用の統計番号を設け、非公表とすべき統計番号の数量及び金額を当該番号へと移行させる方法に変更することが適当である、等とされた。

これを受け、関税局において、2017 年のワーキンググループ報告書に沿って、運用面の詳細な検討が行われたが、検討の過程において、改めて議論すべ

き論点が明らかとなった。すなわち、上記の新たな非公表化の方法により非公表化すべき品目の数量及び金額を非公表化用の統計番号へ移行させた場合、全国非公表化では問題が生じないが、官署非公表化では非公表化された品目及びその数量・金額並びにその官署が特定され（注）、輸出入者の営業上の秘密が保護できないリスクがあることが明らかとなった。

（注）非公表化を行った特定の品目の全国分の貿易統計の数量及び金額と税関官署別の貿易統計の数量及び金額（合計）の差分が、非公表化用の統計番号の数量及び金額と一致することによる。

### （3）対応案の検討

#### （i）官署非公表化における課題への対応

全国非公表化については、2017年の報告書に沿って非公表化用の統計番号へ移行させる方法とすることを前提としつつ、(2)官署非公表化における課題への対応について今回のワーキンググループで議論を行った。

まず初めに、議論を通じて、輸出入の数量、金額及び単価が推測されると、輸出入者のビジネス等にマイナスの影響があるため、貿易統計を公表するにあたっては、輸出入者の営業上の秘密を保護することが必要不可欠であるとの認識を共有した。

こうした認識の下、官署非公表化については、輸出入者の営業上の秘密を保護するため、現行の処理方法（非公表化すべき品目の数量及び金額を、原則として、当該品目の統計番号と同一の号、項の「その他のもの」へ移行させる）を維持することが適当であるとの結論に至った。

今後、全国非公表化については非公表化用の統計番号へ移行させる方法とし、官署非公表化については現行の処理方法を維持することとなる。

これにより、全国分の貿易統計では、統計番号の上位の桁を維持することで、当該上位の桁毎の貿易総額（輸出総額・輸入総額）が変わらないようにしつつ、非公表化された品目の有無が確認できるようになり、透明性の向上が図られることとなる。また、これまで同様、貿易総額、相手国別の貿易総額は非公表化処理によって変わることはないため、各貿易総額ベースでは貿易の実態を正確

に表したものとなる。

税関官署別の貿易統計については、一部の品目において、引き続き非公表化された品目の有無が確認できない場合もあるが、これまで同様、税関官署別の貿易総額、相手国別の貿易総額は非公表化処理によって変わることはないため、各貿易総額ベースでは貿易の実態を正確に表したものとなる。

以上をまとめると、全国非公表化と官署非公表化で処理方法が異なることとなるが、営業上の秘密を明らかにしない範囲で、できる限り貿易統計の透明性を高めるという趣旨に鑑みると、最適な方法と評価できる。

なお、今回のワーキンググループでは、その他の対応案として、①官署非公表化に伴い、税関官署別の貿易統計だけではなく、全国分の貿易統計においても、非公表化すべき品目の数量及び金額を、非公表化用の統計番号へ移行させる案、②税関官署別の貿易統計に限り新たに「官署非公表化分」の欄を設け、非公表化すべき品目の数量及び金額を、同欄の非公表化用の統計番号へ移行させる案についても議論を行った。

上記の対応案①については、特定の品目で、官署非公表化に伴い、全国分の貿易統計の数値も減少するため、統計の利便性が低下することとなることが指摘され、対応案②については、非公表化処理対象の官署の貿易総額が減少し、統計の利便性が低下するとともに、統計の連続性が維持されないこととなるため、これまで公表してきた税関官署別の統計の利用者への影響を鑑みれば問題があるのではないかと多くの意見が多く出され、いずれも適切でないとの見解で一致した。

#### (ii) 統計利用者への説明

現在、貿易統計ホームページ（よくある質問）においては、主に非公表化処理を申請する輸出入者向けに、営業上の秘密が開示されることとなる場合に非公表化処理を行うことが可能である旨が記載されている。

(i)の対応を議論する過程において、貿易統計の利用者が、非公表化処理に伴い公表値が実際の輸出入取引と異なることがある点を理解した上で利用で

きるよう、利用者への分かりやすい説明を行うことが重要であるとの意見が出された。

このため、輸出入者の営業上の秘密を明らかにしない範囲で、統計利用者への説明を果たす観点から、貿易統計ホームページに、以下の趣旨の説明を記載することが適当であるとの見解で一致した。

貿易統計では、輸出入の数量及び金額が明らかになることで、輸出入者の営業上の秘密が開示されることとなる場合に限り、輸出入者からの申請に基づき、非公表化処理を行っている。

非公表化処理の結果、処理を行った一部の品目において、その数量及び金額が実際の輸出入取引（輸出入許可等がなされた品目毎の数量及び金額）と異なることがある。ただし、貿易総額（輸出総額・輸入総額）、税関官署別の貿易総額、相手国別の貿易総額は変わらない。

### 3. おわりに

貿易統計については、業務統計という性質上、輸出入者の営業上の秘密が守られるよう注意を払いつつ、利用者の利便性向上に向けて改善を行っていくことが重要である。こうした観点から、今回及び2017年のワーキンググループで検討した対応策については、必要な実施体制を確保しつつ、可能な限り早期に実施されることが望ましい。

また、実施に当たっては、利用者や輸出入者等に対して、十分な周知を行うことが必要である。